

お客さま・社会からの信頼回復に向けた取組み

「独占禁止法コンプライアンス・セミナー」を開催

～独占禁止法に関する知識と意識の向上、コンプライアンスの徹底を図る～

日本損害保険協会（会長：船曳 真一郎）では、会員会社の独占禁止法に関する理解促進を図る観点から、10 月 24 日（金）に、会員会社向けの独占禁止法コンプライアンス・セミナーを開催しました。

本セミナーは、保険料調整行為事案の発生を受け、会員会社の独占禁止法に関する理解の促進を図り、会員会社における法令等遵守および健全な競争環境の実現に向けた施策の一環として開催しているものです。今年度も、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業の 伊藤 憲二 弁護士をお招きし、損害保険会社の業務をめぐる独占禁止法リスク等をテーマとして、公正取引委員会による「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」の公表など、昨年度 10 月開催の本セミナー以降の動向を踏まえ、ご講演いただきました。

当日は会員会社のコンプライアンス部門を中心に約 60 名が参加しました。主催者を代表し、当協会コンプライアンス委員会の飯塚委員長（三井住友海上社・コンプライアンス部長）から、「安心で安全な社会の実現に欠くことのできないインフラである損害保険サービスが社会から信頼されるものであるためには、サービスを提供する各損害保険会社におけるコンプライアンスが欠かせない。多くの気付きを持ち帰っていただき、これからの業務に活かしてほしい。」と挨拶し、会員会社におけるコンプライアンスの徹底を促しました。

なお、本セミナーの開催後、会員会社向けに講演動画をオンデマンド配信し、独占禁止法コンプライアンスの徹底に活用いただいています。

当協会では、引き続き、会員会社における法令等遵守および健全な競争環境の確保に資する取組みを推進してまいります。



講師：伊藤弁護士



挨拶：飯塚委員長



会場の様子